明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○特性試験の試験方法を定める件の一部を改正する件（総務三六〇）　一
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、弁理士登録関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他
会社決算公告　三

告示

○総務省告示第三百六十号

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）別表第一号一(3)の規定に基づき、平成十六年総務省告示第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年七月六日

総務大臣　佐藤　勉

第一項の表中百六の項を百九の項とし、九十四の項から百五の項までを三項ずつ繰り下げ、九十の項から九十三の項までを削り、八十九の項を九十六の項とし、七十九の項から八十八の項までを七項ずつ繰り下げ、同表七十八の項中「別表第七十四」を「別表第七十七」に改め、同項を同表八十五の項とし、同表中七十七の項を八十四の項とし、三十八の項から七十六の項までを七項ずつ繰り下げ、同表三十七の項中「別表第七十四」を「別表第七十七」に改め、同項を同表四十四の項とし、同表中三十六の項を四十一の項とし、同項の次に次のように加える。

四十二　証明規則第二条第一項第十一号の十の二に掲げる無線設備	別表第三十一
四十三　証明規則第二条第一項第十一号の十の三に掲げる無線設備	別表第三十二

第一項の表中三十五の項を四十の項とし、同表三十四の項中「別表第七十四」を「別表第七十七」に改め、同項を同表三十九の項とし、同表三十三の項中「別表第七十四」を「別表第七十七」に改め、同項を同表三十八の項とし、同表中三十二の項を三十五の項とし、同項の次に次のように加える。

三十六　証明規則第二条第一項第十一号の六の二に掲げる無線設備	別表第三十一
三十七　証明規則第二条第一項第十一号の六の三に掲げる無線設備	別表第三十二

第一項の表中三十一の項を三十四の項とし、同表三十の項中「別表第七十四」を「別表第七十七」に改め、同項を同表三十三の項とし、同表二十九の項中「別表第七十四」を「別表第七十七」に改め、同項を同表三十二の項とし、同表中二十八の項を三十の項とし、同項の次に次のように加える。

三十一　証明規則第二条第一項第十一号の二の二に掲げる無線設備	別表第二十八

第一項の表二十七の項中「別表第七十四」を「別表第七十七」に改め、同項を同表二十九の項とし、同表中二十六の項を二十八の項とし、同表二十五の項中「別表第七十四」を「別表第七十七」に改め、同項を同表二十七の項とし、同表中二十四の項を二十六の項とし、二十一の項から二十三の項までを二項ずつ繰り下げ、同表二十の項の次に次のように加える。

二十一　証明規則第二条第一項第六号の二に掲げる無線設備	別表第二十
二十二　証明規則第二条第一項第六号の三に掲げる無線設備	別表第二十

第一項の表に次のように加える。

百十　証明規則第二条第一項第五十三号に掲げる無線設備	別表第七十四
百十一　証明規則第二条第一項第五十四号に掲げる無線設備	別表第七十五
百十二　証明規則第二条第一項第五十七号に掲げる無線設備	別表第七十六